

平成29年10月16日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後 2 時00分 開議)

(出席議員 16名)

1番	中 谷 松 助
2番	福 田 晃 悦
3番	稲 岡 健太郎
4番	南 正 紀
5番	寺 井 強
6番	堂 下 健 一
7番	南 政 夫
8番	下 池 外巳造
9番	須 磨 隆 正
10番	越 後 敏 明
11番	田 中 正 文
12番	富 澤 軒 康
13番	櫻 井 俊 一
14番	林 一 夫
15番	戸 坂 忠寸計
16番	久 木 拓 栄

(欠席議員 なし)

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	本 吉 茂 樹
企画財政課長	増 田 廣 樹
企画財政課ふるさと創生室長	出 崎 茂 男
情報推進課長	門 口 和 彦
税 務 課 長	岡 部 亮

住 民 課 長	西 清 孝
健康福祉課長	川 畑 智
環境安全課長	荒 川 仁
商工観光課長	浜 村 大
農林水産課長	北 富美夫
まち整備課長兼上下水道室長	関 田 勝 行
会計管理者(会計課長)	山 口 勝 好
富来病院事務長	高 野 正
学校教育課長	山 本 政 人
生涯学習課長	平 井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議 会 事 務 局 長	竹 内 伸 二
議 会 事 務 局 参 事	村 井 直
議 会 事 務 局 主 幹	宮 川 信 顕

(議事日程)

- 日 程 第 1 諸般の報告
- 日 程 第 2 町長提出 報告第21号、議案第51号ないし第76号及び認定第1号ないし第12号並びに請願第5号及び第6号(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日 程 第 3 町長追加提出 議案第78号ないし第81号及び同意第2号ないし第5号(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日 程 第 4 議員提出 発議第5号(趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日 程 第 5 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 日 程 第 6 議員の派遣について
- 日 程 第 7 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

( 開 議 )

**南政夫議長** ただ今の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

## 日程第1 諸般の報告

**南政夫議長** 日程に入り、諸般の報告を行います。

去る10月3日の本会議において議長に委任されました、平成29年度志賀町一般会計補正予算に係る議案第51号及び第77号の数字の整理につきましては、お手元に配付の議長報告第28号のとおりでありますので、ご承知願います。

その他の諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

---

## 日程第2 町長提出 報告第21号、議案第51号ないし第76号及び認定第1号ないし第12号並びに請願第5号及び第6号（委員長報告、質疑、討論、採決）

**南政夫議長** 次に、町長提出 報告第21号、議案第51号ないし第76号及び認定第1号ないし第12号並びに請願第5号及び第6号を一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 櫻井俊一君。

**櫻井俊一総務産業建設常任委員会委員長** はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案及び請願について、4日に審査をいたしましたのでご報告いたします。

議案第61号 志賀町空き家等の適正な管理に関する条例については、空き家等の適正な管理をするための条例との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号 志賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、職員が除雪に従事した場合に手当を支給するように改正を行うことと説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号 志賀町農村地域工業導入促進審議会条例の一部を改正する条例については、関係法令の一部改正に伴う改正との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号 志賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例について及び第68号 志賀町高齢者福祉住宅管理条例の一部を改正する条例については、関係法令の一部改正に伴う改正との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号 志賀町下水道料金等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例については、平成30年度からの料金改定に向けて関係条例を改正するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号 志賀町道路線の認定についてから第76号 志賀町道路線の変更についてまでの町道認定の6議案については、現地での確認を行い、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号 アメリカ、北朝鮮に対し直接対話を求める意見書の提出を求める請願については、非核化6か国協議の経緯から、対話より圧力をかけることが適切との意見があり、また、請願第6号 日本政府に対し核兵器禁止条約に調印し条約実現に努力するよう求める請願については、核保有国が加わらない条約は意味がないとの意見があり、採決の結果、いずれも賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

**南政夫議長** 教育民生常任委員会委員長 福田晃悦君。

**福田晃悦教育民生常任委員会委員長** はい、議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました議案4件について、去る5日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第64号 志賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、関係法令の一部改正に伴い、特定教育や保育施設が行う受給資格等の確認に係る規定を改正するため所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第65号 志賀町介護保険条例の一部を改正する条例については、地域包括ケアシステムの強化のための関係法令の一部改正に伴い、過料対象者の

範囲を拡大するため所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。審査に際し委員からは、過料対象者として第2号保険者の配偶者及び世帯員が加えられた理由について質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

続いて、議案第66号 志賀町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、関係法令の一部改正に伴い、引用条項及び主任介護支援専門員の資格要件において所要の改正を行うべきものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第70号 志賀町立小学校施設整備基金条例を廃止する条例については、志賀小学校校舎建設事業が終了したことにより本条例を廃止するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

**南政夫議長** 予算決算常任委員会委員長 南正紀君。

**南正紀予算決算常任委員会委員長** はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された平成29年度各会計の補正予算に係る報告1件、議案10件及び平成28年度各会計決算に係る認定12件について、去る6日、10日、11日の延べ3日間にわたり委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、審査経過については省略をさせていただきますが、審査にあたっては、住民福祉の観点はもとより、事業費の適正な支出や行政効果等も含め、各事業の効率的執行など全般にわたって検討を加え審査したところであります。

その結果、認定第1号 平成28年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第5号 平成28年度志賀町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数、その他の案件については全会一致により、それぞれ承認、可決又は認定すべきものと決した次第であります。

町執行部におかれましては、平成29年度予算の執行及びこれから取りかかる新年度予算の編成には、本委員会の審査において出された意見や要望などを十分考

慮され、事業の必要性、緊急性や費用対効果を十分検討し住民福祉の向上に努めていただくとともに、行財政改革を不断に実行し、健全で計画的な財政運営を図られるよう要望しまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

**南政夫議長** 委員長報告を終ります。

---

( 質 疑 )

**南政夫議長** これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(質疑なし)

**南政夫議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

( 討 論 )

**南政夫議長** これより、各件に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(中谷松助議員「中途半端な挙手」)

1 番 中谷松助君。今、挙手された、反対の。

(中谷松助議員、注意を受け「挙手」)

はい、1 番 中谷松助君。

**中谷松助議員** 日本共産党の中谷松助です。

私は、第3回定例会 議案第69号 志賀町下水道料金等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例について、反対の討論を行います。なお、討論のための登壇は1回のみですので、続くところの認定第1号 平成28年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定についても反対の討論を行います。そしてまた、請願第5号 アメリカ、北朝鮮に対し直接対話を求める意見書の提出を求める請願、請願第6号 日本政府に対し、核兵器禁止条約に調印し、条約実現に努力するよう求める請願については賛成の立場から討論を行います。

まず初めに、議案第69号 志賀町下水道料金等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

本議案は、来年の平成30年度より旧志賀町地域の下水道料金を一般的家庭で約2倍に引き上げ、分担金を20万円から30万円に引き上げるものであります。これが実施されますと、この間、年金は引き下げられ、働く人の実質賃金は年間で10

万円も減り、おまけに消費税増税も実行となりますとまさに町民の生活を直撃するものになります。

国政からの悪政に対する防波堤の役割を担うべく、本町において下水道料金の引き上げはやめて、逆に高い旧富来町地域の料金を引き下げるべきだと思います。本町の財政は立派に黒字です。約3,300万円で引き下げができます。よって、私は、議案第69号 志賀町下水道料金等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例については反対といたします。

次に、認定第1号 平成28年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

本町、平成28年度施策は多岐にわたり多くの積極策もあり、概ね評価できるものではありませんが、活動することは自由、に基づくところの任意の団体、事実上の原発推進団体の志賀原子力発電所環境安全対策協議会への補助金支出があります。

ご承知のように、福島では原発事故から6年以上が経っていますが、なお6万8,000人の方々が避難生活を余儀なくされ、家もある、土地もある、草がぼうぼうになっているけれど畑もある、しかし帰れない。故郷が奪われてしまっている。この現実を目の当たりにして、もう原発は動かせない。再稼働反対は、今や国民的合意になっているのではないのでしょうか。そのような中、任意の原発推進団体に補助金を出し続けることは決して容認できるものではありません。

よって、私は認定第1号 平成28年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定についても反対といたします。

次に、請願第5号 アメリカ、北朝鮮に対し直接対話を求める意見書の提出を求める請願についてであります。

北朝鮮は、自制を求める国際社会を無視し、弾道ミサイル発射、核実験を強行しました。世界平和と地域の安定を脅かし、国連の安保理決議などに違反する暴挙であり、絶対に許されるものではありません。国際社会が求める対話による解決に逆行し、核兵器禁止条約を採択した世界の大勢に逆らう行為であります。今、アメリカと北朝鮮の間で軍事的な緊張が強まり、誤算や偶発的な事態によって、双方の意図に反して軍事衝突が起こる可能性が現実にも生まれています。米朝両国はこれ以上の軍事挑発を中止し、無条件での直接対話に踏み出すべきです。

政府は国民の生命や安全、地域と世界の平和を守るため、経済制裁の強化と一体に憲法9条を持つ国として、あくまでもアメリカと北朝鮮に対し無条件での直接対話を強く働きかけるべきと思います。

よって、アメリカ、北朝鮮に対し直接対話を求める意見書の提出を求める請願には、賛成といたします。

次に、請願第6号 日本政府に対し、核兵器禁止条約に調印し、条約実現に努力するよう求める請願についてであります。

ご承知のように、今年のノーベル平和賞は、7月の国連会議で核兵器禁止条約が採択された際大きな役割を果たした、国際反核組織連合体核兵器廃絶国際キャンペーン、ICANが受賞しました。

去る7月7日、世界122の国々が核兵器の非人道性から核兵器禁止条約に賛成し採択しました。核兵器禁止条約は、生物毒素兵器や化学兵器などの大量破壊兵器が法的拘束力を持つ協定によって禁止されたように、最も残虐な兵器である核兵器を禁止し、廃絶する道を開きました。条約は9月20日より署名が始まり、この9日現在で53か国が署名し、3か国が批准をしています。50か国が批准すれば発効となります。

核兵器の廃絶は、人類の生存に関わる緊急かつ死活の課題であり、各国の軍備から原子兵器、大量破壊兵器を一掃することを決めた国連第1号議決からも、国際紛争の解決に武力の行使や武力による威嚇を禁じた日本国憲法に照らしても、さらには人類で唯一国民が被爆した体験を持つ国の政府としても、政府は核兵器禁止条約を当然支持し、その実現のために各国政府と協力して積極的に推進すべきであります。

政府はこれまでも国連や軍縮会議の場で、唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶の先頭に立つと繰り返し誓ってきました。その誓いが言葉どおりのものであることを示すためにも、日本政府は核兵器全面禁止に背を向ける態度を直ちに改め、核兵器禁止条約に調印し条約実現に真剣に努力するよう、強く求めるものであります。

以上の趣旨から、日本政府に対し、核兵器禁止条約に調印し条約実現に努力するよう求める請願には、賛成といたします。

以上、2つの議案、認定については反対し、2つの請願については賛成という

立場から議員各位の適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げまして、私の討論といたします。ありがとうございました。

**南政夫議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

**寺井強議員** はい、議長。

**南政夫議長** はい、5番 寺井強君。

**寺井強議員** 自民党の寺井強です。

私は、町長提出 議案第69号 志賀町下水道料金等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例について及び認定第1号 平成28年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

まず、議案第69号 志賀町下水道料金等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

本件は、本町合併時の協定により決定されていた、下水道整備事業が完了する翌年度より旧志賀地区の下水道料金、下水道分担金を旧富来地区の例により整理するものであります。これにより、旧志賀地区と旧富来地区の利用料金を均一化し、受益者負担の差異を解消するとともに、将来に向け健全に下水道事業が行えるよう条例の整理を行うものであります。

若干の料金値上げにより抵抗感があることは否めませんが、今後の税収減、下水道使用量の減少を鑑みたとき、利用者の皆様に丁寧に周知、説明を行い実施すべきものと考えます。将来的に高齢化するインフラに係る経費も念頭に置く必要もあります。加えて申し上げれば、本料金を据え置いた場合、それに充当する財源をどこかに求めることが必要となります。その結果、その他の行政サービスや事業に悪影響が生じれば本末転倒であります。

よって、本案は賛意をもって可決すべきものと考えます。

続いて、認定第1号 平成28年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定については、昨年度に実施された施策が住民の生活環境、住民福祉等の向上にどのような成果をもたらしたかの報告であります。その内容は、審査の結果から、住民の生活の安定化に大きく寄与し、また、真に住民の求める成果をもたらしたと判断できるとともに、それぞれの予算の執行額も適切であり、賛意をもって認承すべきものと考えます。

なお、本件中、地域の安全や活性化のためにご尽力いただいている各種団体へ

の補助金の交付、貴重な伝統芸能を継承すべく活動をする団体への助成事業等の実施など、民間と一体となり魅力あふれるまちづくり感が感じられる施策が盛り込まれているものと評価するところであります。

その他、残余の認定案件、議案につきましても住民福祉向上の観点からすべてに賛意を表すとともに、議員各位の良識的なご判断のもとでご賛同をお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

**南政夫議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

**福田晃悦議員** はい、議長。

**南政夫議長** はい、2番 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** 私は、請願第5号 アメリカ、北朝鮮に対し直接対話を求める意見書の提出を求める請願に反対の立場で討論いたします。

現在、北朝鮮情勢が緊迫化する中、日本の平和と安全を確保するため説得力のある外交、安保政策が求められており、安倍首相は今般の衆議院解散を国難突破解散と命名し、北朝鮮問題への対応について国民の信を問う姿勢を強調しております。トランプ大統領は、現在も北朝鮮に対する軍事的な選択肢に繰り返し言及しており、今後、米朝間の緊張が高まり一触即発の事態に発展する可能性も否定はできません。

先般、訪中したティラーソン国務長官が習近平国家主席らと会談し北朝鮮情勢を協議し、トランプ政権は北朝鮮による核ミサイルの挑発が止まらなければ軍事的選択肢も排除しない態度を貫くといった立場を説明し、中国による圧力強化を促したとみられますが大きな進展があったようには見えません。また、ティラーソン氏は北朝鮮との対話にも言及した一方、トランプ氏は時間の無駄と表明し歴代アメリカ政権の失敗は繰り返さないと強調しております。対話を模索するにせよ、北朝鮮の核ミサイル放棄が前提となるべきことは言うまでもありません。

また、安倍首相は遊説で、国連安全保障理事会の制裁決議を履行し、北朝鮮に政策転換を促す考えを訴えており、対話のための対話を否定しぶれてはならないと力説しております。北朝鮮が核ミサイル開発に固執する姿勢のまま対話に臨んでも成果は期待できないとする首相の目指す方向性は、妥当であると考えます。そして、北朝鮮の金正恩朝鮮労働党委員長は10月7日の党中央委員会総会で核開発を続ける明言をし、反米対決戦を総決算するとの強硬姿勢も崩しておりません。

公明党は公約で、対話と圧力のもとで包括的解決を挙げ、希望の党は対話への手段として制裁の厳格な実施を働きかけるとも主張し、日本維新の会も断固たる措置を求めています。各党が圧力強化を概ね一致したのは、北朝鮮の脅威が深刻化しているとの共通認識からであることは言うまでもありません。国難と言う以上、我々地方議員は対話か圧力かといった二者択一的な議論を廃し、分断を回避する努力が求められています。

以上の考えのもと、本請願の対話のみによってその目的が達せられるとは考えられず、同意しかねるものであります。

以上、議員の皆様におかれましては良識あるご判断のもとでのご賛同をお願い申し上げます、請願第5号に対する反対討論といたします。

**南政夫議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**南政夫議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

**南正紀議員** はい、議長。

**南政夫議長** はい、4番 南正紀君。

**南正紀議員** 私は、請願第6号 日本政府に対し、核兵器禁止条約に調印し、条約実現に努力するよう求める請願に反対の立場で討論をいたします。

生物化学兵器を始めとする非人道的兵器には、使用を禁止する条約は既に存在しますが、核兵器に関しては存在しない状態となっていました。そのような中、1970年に発効したのが核拡散防止条約であり、我が国を含む190か国が締結をし、5大国にのみ、その保有を認めた上で、それ以上の拡散を防止するとともに、核兵器の削減を目的としてきました。

そのような環境下、本年7月に採択されたのが核兵器禁止条約であります。

この条約には122か国が参加しましたが、核保有国は勿論、日本、ドイツ、オーストラリアなど不拡散に取り組んできた諸国も参加をしませんでした。この条約の理念は素晴らしいものですが、核保有国に加え多数の非保有国が参加していない現状においてはその実効性を疑問視せざるを得ません。

さて、我が国が核の傘により守られていることは、今さら申し上げるまでもありません。現在、我が国はアメリカの核の傘のもとで安全保障政策を行っており、我が国が現在、平和に過ごしていることもアメリカの核による抑止力によるとこ

ろが大きいと考えざるを得ません。そのようなことから、今回の核兵器禁止条約に参加することはその安全保障政策と大きく矛盾することとなります。ドイツやオーストラリア、NATO諸国が参加を見送ったことも同様の理由からと考えられます。

現在、包括的核実験禁止条約や兵器用核分裂性物質生産禁止条約といった、核兵器禁止条約よりも前の段階に存在する条約ですら核兵器保有国が参加していない現状で、本条約の実効性は皆無であり、参加することの意味もないと考えます。加えて、今回、我が国が本条約に参加するとなれば、同盟国を含む核保有国に対する対立を煽ることとなりかねず、唯一の戦争被爆国として核保有国と非保有国の橋渡しの立場になるべき我が国が対立を生むことになりかねません。

北朝鮮の脅威が日に日に増し、中国による海洋進出が活発化する中、我が国の国防を考えると、アメリカとの同盟関係のもとで国民の生命・財産を守ることが第一義であり、アメリカとの関係を反故にしかねない本条約への参加、実現は望むべきではないと考えます。よって、本請願には賛同しかねるものであります。

議員各位におかれましては、良識あるご判断のもとご賛同いただきたくお願いを申し上げます。

以上、請願第6号に対する私の反対討論といたします。

**南政夫議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**南政夫議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**南政夫議長** 他にありませんか。

(発言なし)

**南政夫議長** 討論を終結します。

-----  
( 採 決 )

**南政夫議長** これより、採決します。

まず、町長提出 報告第21号 専決処分の承認について(平成29年度志賀町一般会計補正予算(第2号))を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本件は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、町長提出 議案第51号 平成29年度志賀町一般会計補正予算(第3号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第52号 平成29年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、ないし第60号 平成29年度志賀町水道事業会計補正予算(第1号)についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第61号 志賀町空き家等の適正な管理に関する条例について、ないし第68号 志賀町高齢者福祉住宅管理条例の一部を改正する条例についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第69号 志賀町下水道料金等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

**南政夫議長** 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第70号 志賀町立小学校施設整備基金条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第71号 志賀町道路線の認定について(町道第6089号新道線)、ないし第76号 志賀町道路線の変更について(町道第6088号水上本線)を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 認定第1号 平成28年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。本件は、委員長報告のと

おり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

**南政夫議長** 起立多数。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、町長提出 認定第2号 平成28年度志賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、ないし第4号 平成28年度志賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、各件は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第5号 平成28年度志賀町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、町長提出 認定第6号 平成28年度志賀町地域し尿処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、ないし第12号 平成28年度志賀町立富来病院事業会計決算認定についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、各件は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、請願の採決を行います。

請願第5号 アメリカ、北朝鮮に対し直接対話を求める意見書の提出を求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

本請願は、採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立2名)

**南政夫議長** 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

続いて、請願第6号 日本政府に対し、核兵器禁止条約に調印し、条約実現に努力するよう求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

本請願は、採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立2名)

**南政夫議長** 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

---

日程第3 町長追加提出 議案第78号ないし第81号及び同意第2号ないし第5号（提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決）

**南政夫議長** 次に、本日、町長から追加提出のありました、議案第78号ないし第81号及び同意第2号ないし第5号を一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

**小泉勝町長** 議長。

**南政夫議長** はい、小泉町長。

**小泉勝町長** 去る9月26日及び10月3日に提出しました案件に追加して、本日、提出することをお認めいただいた議案4件及び人事案件に係る同意4件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第78号から議案第80号については、工事請負契約の締結についてであります。

議案第78号については、仮称ではありますが、ますほ住宅単身者棟建築工事を行うにあたり、寺井建設株式会社 代表取締役 寺井裕と6,521万2,560円で工事請

負契約を締結するものであります。

議案第79号については、志賀中学校空調設備機能強化工事を行うにあたり、アムズ株式会社 代表取締役 谷口敏と6,083万6,400円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第80号については、旧西浦小学校解体撤去工事を行うにあたり、大和建设株式会社 代表取締役 池田征舟と2,862万円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第81号 財産の取得については、富来小学校及び富来中学校のスクールバス2台を購入するにあたり、株式会社上杉モータース 代表取締役 上杉幸司から1,507万6,800円で取得するものであります。

同意第2号から同意第4号までは、志賀町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

同意第2号については、本年10月20日をもって任期満了となる富来地頭町の金谷昭一氏を、引き続き、固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

同意第3号については、同じく本年10月20日をもって任期満了となる福野の細川富士雄氏に代わり、大津の北口顕照氏を、同意第4号については、高浜町の田中富士雄氏に代わり、館の土田善博氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

同意第5号、志賀町教育委員会委員の任命については、本年10月21日をもって任期満了となる酒見の中島進氏に代わり、貝田の高野正人氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

**南政夫議長** 説明を終わります。

-----  
( 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 ・ 討 論 の 省 略 )

**南政夫議長** お諮りします。

各件については、急施事件及び人事案件につき、この際、質疑、委員会付託及

び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、各件は、直ちに採決することに決しました。

-----  
( 採 決 )

**南政夫議長** これより、採決します。

各件の採決は、起立によって行います。

まず、町長追加提出 議案第78号 工事請負契約の締結について「(仮称) ますほ住宅単身者棟建築工事」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長追加提出 議案第79号 工事請負契約の締結について「志賀中学校空調設備機能強化工事」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第80号 工事請負契約の締結について「旧西浦小学校解体撤去工事」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第81号 財産の取得について「スクールバス」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長追加提出 同意第2号を採決します。

本件は、志賀町富来地頭町6の205番地 金谷昭一氏の志賀町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き、同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本件は、同意されました。

続いて、町長追加提出 同意第3号を採決します。

本件は、志賀町大津ハの120番地 北口顕照氏の志賀町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き、同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本件は、同意されました。

続いて、町長追加提出 同意第4号を採決します。

本件は、志賀町館77番地2 土田善博氏の志賀町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き、同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本件は、同意されました。

続いて、町長追加提出 同意第5号を採決します。

本件は、志賀町貝田ワの20番地甲 高野正人氏の志賀町教育委員会委員の任命に付き、同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本件は、同意されました。

---

日程第4 議員提出 発議第5号(趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

**南政夫議長** 次に、本日、富澤軒康君ほか2名から提出のありました、発議第5号 大

和堆で違法に操業する外国漁船の取締強化を求める意見書についてを議題とします。

本案の提出者から、説明を求めます。

12番 富澤軒康君。

**富澤軒康議員** はい、議長。

大和堆で違法に操業する外国漁船の取締強化を求める意見書。

能登半島沖の我が国の排他的経済水域に位置する大和堆は、スルメイカや甘エビなどの水産資源が豊富で、本町漁業者が操業している好漁場でもあります。

我が国固有のこの漁場で、昨年秋以降、多数の中国船や北朝鮮船とみられる漁船が無許可を理由とし、昨年6月には数百隻にも達しております。大和堆の豊富な水産資源を根こそぎ捕獲する漁法により、資源の枯渇が強く懸念をされるところであります。このような中で、石川県の漁船が北朝鮮船のものとみられる刺網をスクリーンに巻き込む事故が発生し、本県漁船の操業に対する妨害行為に加え、本年7月には、北朝鮮籍とみられる船が水産庁の取締船に対し、小銃の銃口を向ける事件も発生し、漁船の航行、操業に重大な支障を来たすだけでなく、自国の排他的経済水域内で、漁業者が身体の危険を感じるという異常事態となっております。

よって、国におかれましては、早急に我が国の排他的経済水域を守る体制を整備し、漁業者の安全を確保するため、次の措置を講ずるよう強く求める。大和堆へ巡視船、取締船の重点配備を行い、漁船の安全確保に万全を期すこと。毅然とした外交姿勢のもと、実効性のある強力な取り締まりを実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見を提出する。議員各位におかれましては、本趣旨を理解され、ご賛同をお願いいたします。

**南政夫議長** 説明を終わります。

-----  
( 質 疑 )

**南政夫議長** これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

**南政夫議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

( 委 員 会 付 託 の 省 略 )

**南政夫議長** お諮りします。

本案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

---

( 討 論 )

**南政夫議長** これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**南政夫議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**南政夫議長** ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

---

( 採 決 )

**南政夫議長** これより、採決します。

本案の採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

(午後 3 時02分 久木拓栄議員退室)

(出席議員 15名)

---

日程第 5 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

**南政夫議長** 次に、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

この選挙は、現任の委員 4 人及び補充員 4 人が来たる10月25日をもって任期満

了となるため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙を行う  
ものであります。

まず、選挙管理委員会委員の選挙を行います。選挙すべき数は4人であり  
ます。お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたい  
と思ひます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

選挙管理委員会委員に、志賀町富来領家町ソの5番地3 寺井功氏、志賀町給  
分ホの6番地2 山本政直氏、志賀町大笹9の185番地 堤谷一博氏、志賀町福  
井口の22番地 岡田信尚氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました4人の方を選挙管理委員会委員の当選人と定める  
ことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、以上の方が、選挙管理委員会委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

選挙すべき数は4人であります。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたい  
と思ひます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

(午後 3 時04分 久木拓栄議員入室)

(出席議員 16名)

選挙管理委員会委員補充員に、第 1 順位 志賀町高浜町ソの71番地 村井直氏、第 2 順位 志賀町高浜町ノの81番地 1 今村浩一氏、第 3 順位 志賀町福井口の58番地 岡田政行氏、第 4 順位 志賀町西海風無への63番地 1 上滝達哉氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました 4 人の方を、選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、以上の方が、選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を終わります。

---

## 日程第 6 議員の派遣について

**南政夫議長** 次に、議員の派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議員の派遣を行います。

期間は、本年11月13日から15日までの3日間、島根県大田市の大田市役所及び石見銀山を訪問し、本町が観光振興施策として計画する富来鉾山開発の参考事例

として、施設及び誘客の仕組みなどを調査することを目的に実施するものであります。

派遣議員は、中谷松助君、福田晃悦君、南正紀君、寺井強君、堂下健一君、下池外巳造君、須磨隆正君、富澤軒康君、櫻井俊一君、久木拓栄君、そして、私、南政夫の11人の議員を派遣するものであります。

---

( 採 決 )

**南政夫議長** 本件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、以上のおり議員を派遣することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、議員を派遣することに決しました。

お諮りします。

ただ今、議員の派遣が議決されましたが、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、その決定については、議長に委任されたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、その決定については、議長に委任されました。

---

**日程第7 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件**

**南政夫議長** 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付のおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

---

( 閉 議 ・ 閉 会 )

**南政夫議長** 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

平成29年第3回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後3時08分 閉会)

---

議 長 報 告

- 1 議長報告第26号  
陳情について
  
- 2 議長報告第27号  
例月出納検査の結果について  
(平成29年9月25日実施)
  
- 3 議長報告第28号  
数字の整理について
  
- 4 議長報告第29号  
委員会審査報告書
  - ・ 総務産業建設常任委員会委員長
  - ・ 教育民生常任委員会委員長
  - ・ 予算決算常任委員会委員長
  
- 5 議長報告第30号  
入札結果報告  
(平成29年9月29日 4件)  
(平成29年10月12日 7件)

## 6 議長報告第31号

閉会中の継続調査について

- ・ 総務産業建設常任委員会委員長
- ・ 教育民生常任委員会委員長
- ・ 予算決算常任委員会委員長
- ・ 議会運営委員会委員長

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 南 政 夫

志賀町議会議員 中 谷 松 助

志賀町議会議員 福 田 晃 悦